

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第601号

2013年（平成25年）10月10日

藤沢市教育委員会
委員長 阪井 祐基子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会长 畠山 閨之

生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項に
係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）9月24日付けで諮問（第601号）された
生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項に係るコンピ
ュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

（1）諮問に至った経過

本市では、これまで災害発生時等に市立小中学校からの緊急情報の保護者への連絡手段は電話連絡のみで、保護者の携帯へメール配信するまでは至っていない。（なお、白浜養護学校については諮問して答申（第465号2011年3月10日）を得ている。）しかし、電話連絡だけでは伝達に時間がかかったり、不在等で連絡が遅くなったりといったことが起こり、児童生徒の安全確保が難しくなる可能性がある。特に、東日本大震災以降、学校や保護者から緊急の際に学校からメール配信できるよう整備して欲しいとの要望が多くあがってきていた。

このような理由から、緊急時に児童生徒の安全を確保するため、保護者に学校からの緊急情報をメールで一斉に配信するシステムを利用し、1月から稼動を予定している。

のことから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 連絡メールの概要

「連絡メール」(以下「本サービス」という。)は、藤沢市立小中学校54校に導入(予定も含む)されている学習支援ソフトウェア「eライブラリーアドバンス」の家庭連携機能である「連絡メール」を利用し、藤沢市立小中学校の緊急連絡等の情報を本サービスの利用者(保護者)に対して、電子メールにより配信するものである。本サービスを利用したい保護者は、携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じて学習支援ソフトウェア会社にオンラインで利用登録をすることで利用できるようになる。

なお、本サービスを含む教育情報機器賃貸借の契約は複数年契約であるため、次年度以降も同様に事業を継続したいと考えており、次年度以降のコンピュータ処理についてもあわせて意見を求めるものである。

(3) コンピュータ処理をする必要性

本サービスは、災害発生などの緊急時に事前に登録をした保護者に、学校からの緊急情報を瞬時に配信し、児童生徒の被害を未然に防ぐことを目的とすることから、保護者のメールアドレス等をコンピュータ処理する必要がある。

(4) コンピュータ処理をする個人情報の項目

利用者となるためには、保護者が携帯電話又はパソコンによりインターネットを通してオンラインで保護者氏名、児童生徒氏名、保護者メールアドレスを登録する必要(学校から指定した属性「学年・クラス」に対応した登録画面により行う)がある。

保護者メールアドレスについては、メール配信サービス会社のサーバで管理しており、学校では、保護者メールアドレスを管理しない。

(5) 安全対策

ア 安全対策について

携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL(エスエスエル:インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる)により暗号化されてサーバに送信するため、セキュリティが確保される。

「連絡メール」配信会社のサーバはセコムトラストシステムズ株式会社が管理しているセキュアデータセンターに設置している。このセキュアデータセンターは24時間365日体制で常駐の有人監視による警備及び数々の装備(金属探知機・X線検査機、セキュリティゲート)による厳重な入退出管理、死角の無いカメラ設置、外から内部の様子が一切見えず、特殊鍵で施錠されている。

メール配信登録を行うには、学校ごとに異なる学校認証IDが必要であり、学校認証IDを学校から通知された保護者のみが登録をすることができる。

また、保護者の承認機能を適用することで、学校は事前に申請のあった保護者のみ承認をすることができ、不審な登録があった場合、拒否することができる。拒否した場合は登録時に入力した情報がサーバから削除される。拒否した場合も、登録者に拒否した旨の連絡は行わないので不審な登録をしようとした者に再び登録行動を促すことはない。

イ 日常的な処理体制について

本システムの運営については、「連絡メール」配信会社と協定書を締結し、個人情報の保護の措置を講ずるとともに、藤沢市立小中学校連絡メール運用規程（案）を遵守し情報の保護に努めるものとする。

(6) 実施時期

2014年（平成26年）1月 1日（予定）

(7) 提出資料

ア 資料1 学校連絡メール配信機能における個人情報の取扱いに関する協定書（案）

藤沢市立小中学校連絡メール仕様書（案）

イ 資料2 連絡メールシステム構成図

ウ 資料3 藤沢市立小中学校連絡メール運用規程（案）

エ 資料4 個人情報取扱事務届出書（中学校例）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本サービスは、災害発生などの緊急時に事前に登録をした保護者に、学校からの緊急情報を瞬時に配信し、児童生徒の被害を未然に防ぐことを目的とすることから、保護者のメールアドレス等をコンピュータ処理する必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策について次のように述べている。

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる）により暗号化されてサーバに送信するため、セキュリティが確保される。

イ 「連絡メール」配信会社のサーバはセコムトラストシステムズ株式会社が管理しているセキュアデータセンターに設置しており、2

4時間365日体制で常駐の有人監視による警備及び数々の装備（金属探知機・X線検査機、セキュリティゲート）による厳重な入退出管理、死角の無いカメラ設置、外から内部の様子が一切見えず、特殊鍵で施錠されている。

ウ メール配信登録を行うには、学校ごとに異なる学校認証IDが必要であり、学校認証IDを学校から通知された保護者のみが登録をすることができる。

エ 保護者の承認機能を適用することで、学校は事前に申請のあった保護者のみ承認をすることができ、不審な登録があった場合、拒否することができる。拒否した場合は登録時に入力した情報がサーバから削除される。拒否した場合も、登録者に拒否した旨の連絡は行わないでの不審な登録をしようとした者に再び登録行動を促すことがない。

オ 日常的な処理体制については、本システムの運営上、「連絡メール」配信会社と協定書を締結し、個人情報の保護の措置を講ずるとともに、藤沢市立小中学校連絡メール運用規程（案）を遵守し情報の保護に努めるものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以上